株式会社クレディセゾン 家賃保証サポートデスク 行



# 賃料立替払委託契約および保証委託契約申込書

私は別紙記載の「保証委託契約規定」及び「立替払委託契約規定」、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に同意のうえ、賃料立替払委託契約および保証委託契約を申し込みいたします。

また、別紙「入居申込書」の記載内容に相違ないことを確認します。本申込書および別紙「入居申込書」に事実と異なるあるいは虚偽の記載があった場合は申し込みが無効となり、また契約を解除されても異議を申し立てません。賃料立替払委託契約および保証委託契約の申し込みから契約締結に至るまでに発生する、貴社に提出すべき書類に関する取次業務および申し込みに基づく貴社からの審査可否連絡の受領業務について、下記仲介会社または管理会社に委託します。

お申し込み後、申込内容をご確認させていただくために(株)クレディセゾンからご連絡させていただく場合がございます。

※未成年の方は親権者様のご氏名・連絡先もご記入ください。確認のお電話をさせていただきます。

## 【重要】 賃料等は(株)クレディセゾンからご請求させていただきます。

申込日	20	年	月	日							【申込人様	ご記入欄】
保証応諾 ID								月 <b>※</b> ほ	旡にセゾンカードをお持 されているお客様はこち	ちで、保証/ らにご記入る	芯諾IDを取得 をお願いいたし	<i>、</i> ます。
	フリガナ						生年月	日	年	月	日 (	歳)
申込人 氏名	自署				様		携帯電	話	_	_		
	口伯				128		自宅電	話	-	_		
親権者氏名	フリガナ						携帯電	話	_	_		
						様	自宅電	話	-	_		

毎月の賃料等の支払方法は、賃料等のお支払いにポイントを使えるセゾンカード払いを推奨しております。

不動産賃貸借の本契約時に、ご担当者の方から「賃料等のお支払い方法について」をお渡しいたします。

「賃料等のお支払い方法について」をお受け取り後、速やかに支払方法をご登録ください。

※保証応諾IDをご取得いただいた場合は、自動的にカード払いの設定が完了いたします。追加のお手続きは原則不要です。

## 1. セゾンカード払い

セゾンカード会員のお客様

「賃料等のお支払い方法について」の手順に沿って、公式HPよりオンライン登録が可能です。

セゾンカード会員でないお客様

「賃料等のお支払い方法について」の手順に沿って、公式HPよりセゾンカードへのお申し込みが可能です。

## セゾンカード払いは…

● 賃料等のお支払いにポイントを使える!

年会費無料のカードも ご用意しております

※賃料等のお支払い1,000円毎に、永久不滅ポイントが1ポイント(4~5円相当) 貯まります。 ※カードの種類によっては、永久不滅ポイントの代わりにカード提携先サービスのポイントが貯まります。

カード提携先サービスのポイントは賃料等のお支払いにご利用いただけません。

## たとえば賃料等が毎月10万円の場合、年間6,000円分を賃料等に充当できます。

※「ポイントde家賃充当サービス」(永久不滅ポイント1ポイントを5円として換算)をご利用された場合の相当額です。 ※永久不滅ポイントを他のアイテムと交換される場合は、4~5円の換算となる場合がございます。

## 2. その他

店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。

やむを得ずセゾンカード払いをご選択いただけない場合、その他の支払方法もご用意しております。 「賃料等のお支払い方法について」の手順に沿って支払方法をご登録ください。

【管理会社様記入欄】

/ロミエージニン /	※保証プラン選択がない場合は『スタンダードプラン』にさせていただきます。							
保証プラン	スタンダードプラン	新社会人プラン	学生プラン					
<i>(</i> +) <i>(</i>	^ ^ +1	//r ru /\ \dot 1						
1甲分	介会社	管理会社						
※社名·住所·電話/FAX番号·担当者名	をご記入ください。	※社名・住所・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。						
		オレンジルーム株式会社						

FAX 03-5844-1081

担当

東京都文京区小石川1-14-3 THE TOWER KOISHIKAWA 1F

TEL 03-5844-1080

賃借人(以下、「乙」という。)と株式会社クレティセプン(以下、「丙」という。)とは、賃貸人(以下、「甲」という。)と乙の間で締結された。 表面記載の賃貸物件 (以下、「本物件」という。)の賃貸借契約 詳細は別紙賃貸借契約のとおり。以下、「原契約」といい、更新された場合は、更新後の契約を含む。)に関し、保証委託契約(以下、「本契約」という。 を締結します。

変を行い契約可否判断が変更となった場合は、PMA、原発がアンタンの知识しかいるのとします。
第4条 保証金なの機関
リカニを行っとがあります。この場合、なは、所に対して異議をむし出ないものとします。
第4条 保証金なの機関
・ 大架等に基本では、単立を対していませます。
・ 大型がに基づくを構造を対しませます。
・ 大型がした。
・ 大型が

・愛用・エロー 2 の赤への小の市は人の100 、 下が1717以降が78年は、2 28日 (東京 文学教育版出日 2 48日 大田 2 28日 2 28日 大田 2 28日 2 28日 大田 2 28日 2 28日

「原でる本契約の各条項は、当該当年自助に44 (保証者) は同じまし、本契約による保証を示め対価として、表向記載の保証料を、同表向の点めに は同じましまし、本私力式または対本力式で支払うものとします。なお、原契約の契約期間 中の支払力式の変更はできません。 セキネ

以降は、最契約の賃貸情報側の利日が属する月に応答する月の思月の求償債務としての賃料等 計当額の支払日に保証料をお支払いただきまり。 1 ヶ月かの保証委託に対する対価としての保証料を毎月お支払いいただく方式です。この場合 な2 切にはかる方法により、正年状況が成功がる。毎年 13にに対したが、の時月の末償債務とし ての賃料等相当額の支払日に賃料等と同時に提升分の保証料をよ支払いいただくます。 日の割り支払日におよ払いたさます。このとしての賃債務としての賃債務としての賃料等相当額の支払 日の割り支払日におよ払いで表きます。このとします。 (日本財産となる力法に対して支払うものとします。 (日本財産となる力法と対して支払うるのとします。 (日本財産となる力法と対して支払うるとは、 よりお支払いいただきます。)

いいただきます。 カードでの支払い 発行すま文は内が発行に行業務を行うクレジットカードのうち内が指定するクレ ド・世界「対象プレジットカード」という。の会員(以下(カード会員別という。) 対象プレジットゥードによる支払に参議する場合は、カード会員別に定め りお支払いいただきます。なお、支払に分は、計せいに図るものとします。

ります。 契約期間中に賃料等が変更しなった場合、年払え充の場合は選手性の分から、月払売 は変更引から前たぐ賃料等が、基づ3両前に人体証料を適用します。 は変更引から前たぐ賃料等が、基づ3両前に人体証料を適用します。 は実現りから前たぐ賃料等は、場合では、対しては、 は機期間終くの人間減増ましました場合は、第6条第1頭に定める際証料の支払日の 支払前のに至めて、選送相当額に対し、年14 6 9 のの間合定単無罪金を支払う 支払前分に至めて、選送相当額に対し、年14 6 9 の間合定単無罪金を支払う

目かり支充係がたこのまで、建始相当館に対し、単14 。 6かの期待の連連開業金を支払う のより、再た当り、香屋料の企業は大は一高の支払いを運延した場合、両からの通知によう は1条号に別定する多数方法によるお支払いができなくなることがあります。この場合、乙は、 の別連結階はつう方法に保証料を支払うものとします。 を 係証機能の機行 が常4条第1乗分を1度地でも確かの全部としては、一部の履行を遅延したときまたはその 分それがあると客類的事由に基づき両が認めたとさは、両は、水件保証契約の定めに基づき、 に対する何らの加速なくして保証機を機行したと、次項に基づるに対して実施である。 ができます。また、両が用との立動状系が契約を中止または終了した時点で、立事状系形式 ができます。また、両が用との立動状系が契約を中止または終了した時点で、立事状系形式 ができます。また、両が用との立動状系が契約を中止または終了した時点で、立事状系形式 ができます。また、両が用との立動状系が異的を中止または終了しためたしなと、当然要料・ 利性当能に係る両ののに対する認識な権は、同時も以降、関行系能に動作してものとなな、当然要料・ 利性当能に係る両のには対する認識な権は、同時も以降、関行系能に動作してものことがする が外には重ねを提供していまりませます。 大震器機能の一部として以り扱います。

ます。
の甲に対する保護機器銀行園
の甲に対する保護機器銀行園
の甲に対する保護機器銀行園
の甲に対する保護機器銀行園
の甲に対する保護機器機能 が、第 4条領・別番号に現せする甲に対する機器を履行しないことにつき正当な事由がある 合、乙は、丙に対し、当該機務の履行閉日の部日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡 ものとします。 は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に両からの実債を拒むことができま んは、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に両からの実債を拒むことができま

は、原別の連絡を思った場合、原別の単田の存在を理由に内からの米償を担じことができまり、 (利用に対して第の収し根にするよいも名種と、12年6人。乙は、用より、原産債務履行日の 1日から支払済みに完めまで、年1 ま らちの部合による運転算金をせ込りものとします。 かどのの債事事は、無づき契約を時間、こどに本物やの関係と変わりとする場合、内は、 の申出または米原により、甲に対する後証債務の規行を関係できるものとし、当該環保によ 甲生または予成指案について発責まれるものとします。この場合、乙が資料等その他の債 を支払りときは、直接甲に対して支払うものとします。 (同量を用) は、近午に容認される場合、乙の米部がある場合での他正当公事由がある場合には、乙の安 及び、学時中の利用情況を確認するとのに含または内かっ支払われる賃料等の受領施しとして いのようと、「本の経過ない」という。の立 から、この存在機型等の目的で本物的やを訪れる際に、施設管理者等から身充を尋ねられた場合、 の名義を明らかにするとができるものとします。

四味) 契約及び立替払委託契約に基づき丙に対して負担する債務を担保するため、甲に対し た原契約に基づく敷金の返還請求権(以下、敷金返還請求権」という。)を丙に対して、

て預託した無契約に基づく数差の必理部が無(以下)の東立取納が無)に、かっていっつい 連載します。 乙は、敷金返露清洗液を入めずいであるが、一般では、または処分してはならないものとします。 内は、甲に対し、いつでもこの代理人として、民法とも「7条に基づく債務者特殊要件としての 負給前減を加加力なり第二方特別な社としての確定目的ある部門による債給額をの当期方をして で債権権機の通知を行う権限ともして、一般では、日本の事に目的ある部門による債給額をの当期方である。 「債権権機の通知者と行う権限とも」を終り、したが無料を行うした。「後期」とす。とは、 申は、 の小前の中面による承記がある場合を除る、当該権限接り及び承記を傾回できないも

のとしょす。 万は、乙が丙に対する債務を履行しない場合、譲渡を受けた敷金返還請求権につき担保権を行 使し、甲から直接敷金の返還を受けることにより、これを当該乙の丙に対する債務の発済に充

当することができるものとします。 内は、南東に現立する弁論の大語後、なお残論がある場合には、当談残論を乙に返還します。 自象、付途解析の場合における保証制) 日象、付途解析の場合における保証制 多、信息人情報の利用等。 日象、信息人情報の利用等。 日象、信息人情報の限長いについては、例人情報の根板に関する同意条項(同常2条 く)。表別事とありたと、こと、これを承諾するものとします。

報子さとなく当後速度に使いた本気が12番を実施しませま。

「今音流がなどれる。例り、環境が10番を実施を対している。

第16番を、展現物験で映る連加・10番を表現を対している。

第16番を、展現物験で映る連加・10番を表現を対している。

「2. Cは、展史的・企業的、資産性制度の支援は、本契約に対して何ら効力を主とないものとします。

「2. Cは、展史的・企業的、実験を開発している。

「2. Cは、関ルでは、原発的は、10番を表現を表現している。

「2. Cは、関ルでは、原発的は、10番を表現している。

「2. Cは、関ルでは、原発的は、10番を表現がます。

「2. Cを関いません。

「2. Company によった。

「2. Company によった

の地位が第三者に移転した場合 く賃借権の譲渡、転貸等がなされた場合、または本物件の占有者の追加、変更が

・ ・ もしくは小切手の不渡りを出した場合、銀行取引停止処分を受けた場合、またはこ る程度に信用状況が悪化したと両が認めた場合 口頭たると書面たるとを関わず、正常な営業活動の継続が困難である旨の表明がな

本物計・総配した百の周囲については、内の心からの福田かあったものとみなして変更変速するら 6年20条。住民衆の生し等限分同意) 乙は、内所、本人権逆または機能管理のために、乙の住民票の写し、戸轄抄本または附票の写し等 を取得し、利用することを予め本部します。 第21条(本契約の変更) 両は、次の各分に選出する場合には、本契約の変更の効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変 更後の所存及が効力発生時期を、ここがして通知。たとで、または内のホームページ(https:// www.sussus.cuclop/retriquich/しよがて公安する方法を全の利益されたでに周囲した上で、 金米時期が利力者とないできるものとする。なお、第2年2年2月2日であ合えは、両は、20人が効力 金米時期が利力者とないできるものとする。となり、第2年2月2日のホームペーンへの機構等を有 金米時期が利力者とないの機構等を有

5 ものとする。 ①変更の内容が乙の一般の利益に適合するとき。 ②変更の内容が本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他々 毎年前に照らし、各理的なものであるとき。 ■ 22 条 (協議事項)

#### 立替払委託契約規定

怪作人(以下、「乙」という。)と株式会社ケレディ・センン(以下、「西」という。)とは、怪作人(以下、「甲 という。)とこの間で締結された、表面記載の「量像物件(以下、「本物件」という。。の質量作契約(詳 組は別紙質量性契約をより。。以下、「東条約」といい、更新された場合は、更新後の契約を含む。 に関し、次のとおり立門私を洗送物(以下、「本発動」という。② 希緒によず。

うながい。いんではり。 又は南が発行代行業務を行うクレジットカードのうち両が指定するクレ 対象クレジットカードしという。)の会員(以下「カード会員」という。) レジットカードによる支払いを選択する場合は、カード会員現約に定め いただきます。なお、支私に欠は、1 個状かに認るものとします。

据定整口での支払い 本条第1号に対象企金融機関口座からの自動引落し参の手続きが間に合わない場合。もしくは 自動引落しができなかった場合、または本条第2号に定めるクレジットカードによる決済の次 認が得られなから場合は、内の加定するコンピニエンスストでラスは支払いいださきます。 この場合とは、1回の支払いにつき金550円(総払)の支払手数件を負担するものとします。 はし、コンピニンスストド等の支払いに対えて別額内が指定する方法で支払いいただく

きません。 8条(有効期間) 窓跡の有効期間は、原契約の周始日から終了日までとし、原則として当事名いずれかの任意によ 上途解約はできないものとします。但し、当事者のいずれかが本契約の終了を申し出、他の当事 呼その申出事由につき相当の合理性を認め、当該申し出を承認した場合は、この限りではありま

せん。 第9条(**建延損害金**) 乙は、丙に対して家賃債務としての賃料等相当額の支払いを選延した場合、乙は、丙に対し、約定 支払日の翌日から支払済みに守るまで、年14.6%の場合による返極批決金を支払うものとしま

承徳、主す。 流当することとなった場合または流当するおそれがある場合 払いの全部または一部を中止または留保すること(なお当該中止または、留保後に丙が長 の賃料等の支払いを受けた場合、立替払いの円間 でこれを保持するか、または当該賃料 に乙と返出するがについては、その時期を含めて、丙の随時の判断によるものとします。次

などことを終了るかについては、てい時間を言めて、「中の時間やいれれによのロいしょ」。

「ないないないないないないない。」

中が前たな不動能で対象技を作成し、または116 は特等を受賞する旨の連邦などれるまで、
中が前たな不動能で対象技を作成し、または116 は特等を受賞する旨の連邦などれるまで、
のが第15 を第1 項名等に定める事用のいずれかに認ませた。となった場合または環境する
のが第15 を第1 項名等に定める事用のいずれかに認ませた。となった場合または環境する
のが第15 を第1 項名等に定める事用のいずれかに認ませた。
のが第16 を第1 項名等にある。
のが表しないました。
のは、12 章をいかいました。
の

3. 中立間に原来的よの資料等の以近での場合出に同じる付款が生じ、中か、内による資料等の必 動きない。 動きない。 から、第一次では、一般に対する求価債券の支払についてクレジットカード払いを選択した場合、本党を持つは、同に対する求価債券の支払についてクレジットカード払いを選択した場合、本党が申請申は、原則として必任を正はあった場合はできないものとします。但し、内が組含申申申にの言う理性を認めた場合を除きます。 第13条(甲2回の物識)中で回い、一般に対して、一般に対し、一般に対し、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、対し、一般に対し、一般

第17条 定期所得来等。 第17条 定期情報等)。 原契約が推集情報等の第3条に規定する定別建物賃貸借であって、賃貸借期間終了後に、本物件に のいて企能と同様で設備さる条件を設定する定別建物賃貸借であって、賃貸借期間終了後に、本物件に のいて企能と同様では富力を賃貸付款の利用が配ける前で締結された場合は、内が乙に対し、特長の適別 第18条 (本契約の解除)。 1. 内は、以下に定めるいず以のが申由が配とした場合、何ら、僅告を要せず、本契約の全部また (は一部を解除することができるものとします。 (は一部を解除することができるものとします。)

(2)乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合 (3)配契約に基づく負借権の譲渡、転貨等がなされた場合、または本物件の占有者の追加、変更が

行われた場合 (地震契約の特定に東大な変更があった場合 (5)乙が別との保証が定契約もしくは本契約締結の際に、またはこれらの契約に基づき乙が申告し 元事実に総称からたことが明りた場合とは特別清算子戦闘始の明立てがなされた場合 (6)乙にこと、最悪、現業計、取扱の、海綿投が、その他これらに孝する処介、命令または教判を (7)〇にこと、素料、現業計、取扱の、海綿投が、その他これらに孝する処介、命令または教判を

もしくは小切手の不渡りを出した場合、銀行取引停止処分を受けた場合、またはこ る程度に信用状況が悪化したと丙が認めた場合 口頭たると書面たるとを問わず、正常な営業活動の継続が困難である旨の表明がな (6円が、手移もし、1mm)に、たと内が252/1/2 (19年)に、大きに書する程度に信用状況が悪化したと内が252/1/2 (19年)につき、口頭だるとき前ひるとを閉わず、正常な営業活動の継続が用様でののローバーとれた場合。 (5円または不動産管理会社等につき、自らまたはその登職員、株主もしくは実質的監督者等が、差力値、差力値、差力値の構成員も、くは準備収益、基力値の様企業・団体、またはこれらの者の関係者の基力値の場合は、またはこれらの者の関係者の基本が関係との基本技術の解除での基本技術の解析である。 (6年または不動産の関係での基本技術の解析・での基本技術の解析・では、対立ななかを指むととはできないものとし、当該資料等の精算が必要となる場合、一旦内に対する支払や指むととはできないものとし、当該資料等の精算が必要となる場合、一旦内に対する支払の表記とはできないものとし、当該資料等の精算が必要となる場合、一旦内に対する支払の表記ととはできないものとし、当該資料等の精算が必要となる場合、一旦内に表する支払の表記をはできないます。

# ます。 第 9 条 (届出事項の変更) 第 9 条 (届出事項の変更) 第 9 条 (の代名、住所、電話番号、勤務先、連絡先等、両に届け出た事項に変更が生じた場合は、 定場合は、当該連知は、通常到達べるさとに到達したものとみなします。なお、契契約器積除に 学校件に執信して自つ届出については、両方化からの出出があったものとみなします。なお、契契約器積除に

〕 ます。 ○ 象(住民票の写し等取得の同意) も、内が、本人確認または債権管理のために、乙の住民票の写し、戸籍抄本または研票の写し等 (特し、利用することを予め外添します。 ・ ペーチがのが強い。

15のとする。 ①変更の内容が乙の一般の利益に適合するとき。 ②変更の内容が不契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の る事情に照らし、合理的なものであるとき。

条(組織惑口) についてのご相談は、下記の恋口までお願いします。 社クレディセプン 変質保証サポートデスク 1-0022 東京都豊島区市地袋2-49-7 TEL 0120-333-919

### 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

申込人(以下契約成立により申込人が各契約の当事者になった場合を総称して以下[乙]という。)は、 本制位条項を判解し、同立した上、株式会社シレディセプン(以下「四」という。)は、中島人は、 立程を設定的度立反び保証委託会教房建行に関心し、立程と認定場合数の広保証委託場めの明込み をします。なお、下記規において「本契約」とは、申込人との立替払委託契約及び保証委託契約 を必該する信めとします。

な調入情報。 総結後の各取引に関する月々の支払状況等の情報 信誉変活動等の目的での個人情報の利用) ま、第1条第1項に定める利用目的のほか、丙が下記の目的のために第1条第1項第1号の

2. 第1 英語・頂に定める利用目的のはか、内中ではいます。 (積積を利用することに同意」ます。 (積積を利用することに同意」ます。 のアレジット期連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。) (水)との趣的の事業におけるサービス世様、立伝物・印刷物の近付、電話等による営業案内 (関連するアフターサービスの実施 以外の第二者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の近付及び電話等による営業条件 かの第二者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の近付及び電話等による営業条の中性 の実施 のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付殖して提供するサービスを含む。)、 アビその他内の事業における市場調査及び商品開発 の具体的な事業内容は、丙ホームページ(https://www.saisoncard.co.jp)に常時掲載してお

ます。 は、前項(1)(2)の目的での個人情報の利用について、丙に対して中止の申出ができます。 し、各取引の規約等に基づき丙が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は

#輸シ・・アイ・シー(C 1 C) の別型質術、別型に列エネコマン== ムページをご覧ください。 接接個人信用情報機関、「1 C C C 〒 〒 1 1 0 − 0 0 1 1 1 2 東京部ウ水区北上野一丁 || 1 0 香1 4 号 住友不動産上野ビル 5 号約 〒 1 1 0 − 0 0 1 1 2 東京部ウ水区北上野一丁 || 1 0 香1 4 号 住友不動産上野ビル 5 号約

1. 0570 - 055 - 955 - ムページアドレス https://www.iicc.op/ - 脚日本和用暗視機響(月 C C )は作金業法に基づく指定信用指視機関です。 全面銀行機人居用情報センター 100 - 8 2 1 6 - 東京影手代田区丸の内1 - 3 - 1 TEL 0 3 - 3 2 1 4 - 5 0 2 0

ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターは主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機 です。 ・ボ同意条項に不同意の場合) ・が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で乙が記載すべき事項)の記載を ・域合及び本同意条項の全部文は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する季邵 ・ことがあります。但し、第3条第1項(1)(2)に同意しないことを理由に採指をしな ・ことがあります。但し、第3条第1項(1)(2)に同意しないことを理由に採指をしな

とほありません。 条(関い合わせ**窓**口) 保有する乙の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、第3条第2項の営 的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記の内顎い合わせ先までお願いし

第8条(台意管構裁判所) 乙と丙の間で本件個人情報について、訴訟の必要が生じた場合、訴訟額の多少にかかわらず、乙の 住所地及び丙の本社、支社を管轄する商易裁判所又は地方裁判所を第1審の合意管轄裁判所としま

す。 常9条(条項の変更) 本同窓を現は1両所定の手続きにより変更することができます。 ■職人情報保護の機能とも 両は、個人情報保護の機をを推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアン ス担当会節)を変置しております。